■　第17回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会　会議録【確定】

〇日時：平成27年4月16日（木）　午後７時

〇場所：白山会館２階太平明浄の間

〇出席者

・委　員：石川委員、伊東委員、金子委員、川崎委員、角家委員、佐藤（佐）委員、佐藤(洋)委員、正道委員、白柏委員、竹田委員、田中委員、長澤座長、長谷川(イ)委員、長谷川(美)委員、和田委員、桝屋委員、松永委員　計17名

・関係課：保育課長補佐、こども未来課育成支援係長、広聴相談課長、こころの健康センター精神保健福祉室長、保健所保健管理課長、産業政策課長補佐、住環境政策課長補佐、都市計画課長補佐、土木総務課長、秋葉区健康福祉課長、教育委員会学校支援課特別支援教育班総括指導主事、教育委員会教育総務課長、教育委員会施設課長　計14名

・事務局：福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員5名

〇傍聴者：14名（うち報道2名）

１．開　会

（司　会）

ただいまから第17回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会を開会いたします。本日はお忙しい中、検討会にご出席いただきましてありがとうございます。

私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の大倉です。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前にお願いがございます。本日の会議につきましても、議事録を作成しますので録音をご了承くださいますようお願いいたします。委員の皆様のご発言の際には、職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。また、本日は、報道機関が取材に参っておりますので、撮影についてもご了承いただきたいと思います。

次に、本日の会議の配付資料の確認をお願いいたします。

はじめに、本日、机の上にお配りしたものとしまして、条例検討会の出席者名簿、座席表の２種類となります。それから資料の番号が振ってあります資料29、資料30、資料31、さ

らには参考資料 13 となります。

また、事前にお送りしております資料としまして、当日の検討会で議論いただきたいポイントという資料、それから番号の振ってあります資料 26、資料 27、資料 28、参考資料 11、参考資料 12 の以上となっております。よろしいでしょうか。もし不足の方がおりましたら、職員までお申し付けください。

また、この検討会では、参考資料 12 にありますように、傍聴される方に対して、傍聴した感想や意見を検討会に伝える仕組みを設けております。傍聴される方からいただいた意見、感想ついては、委員の皆様に後日、配付させていただきます。もし傍聴さている方で何かございましたら、様式は問いませんので、事務局に提出をお願いいたします。

次に、委員の出席状況でございますが、委員 19 名のうち、遁所委員からは欠席の連絡をいただいております。熊倉委員はまだお見えでないようですが、出席の連絡をいただいております。計 18 名の出席となっております。

次に、報告事項に入ります前に、皆様にスケジュールの確認をさせていただきます。前回、お示ししたスケジュールのとおりに本日の第 17 回検討会で最終とりまとめをすべてご確認いただき、この内容でよいということであれば、今回が最終回ということになります。また、今回ですべてご確認いただけない場合は、5 月 21 日に第 18 回の検討会を開催させていただくということになっております。その後、皆様にいただいた意見の反映について、座長、副座長に確認をいただき、必要があれば今後、修正を行い、最終とりまとめの完成とさせていただきたいと思います。なお、後日、完成した最終とりまとめを委員の皆様から直接市長に提出していただくことを予定しております。その場合、日程について、皆様と調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより長澤座長に進行をお願いいたします。長澤座長、よろしくお願いいたします。

２．報告事項

○　障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針について

（長澤座長）

次第にしたがいまして、進行させていただきます。まず、報告事項として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針についてです。最初に、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、資料 26 をご覧ください。こちらは障害者差別解消法第６条第１項の規定に基

づき、平成 27 年 2 月 24 日に提出された国の基本方針であり、「障害者差別の解消に向けた政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すもの」となっております。この指針につきましては、以前、皆様にメールでお配りしておりますので、今回は新潟市の条例案に関連する部分を中心に説明させていただきます。

まず、資料の２ページの一番下、法の対象範囲をご覧ください。「障害者」や「事業者」について説明がなされていますが、こちらについては、条例も基本方針と同様の考えとなっております。次に、３ページの「２不当な差別的取扱い」ですが、私どもが今、検討しております条例案では、取扱いという表現を採用せず行為ということで、不当な差別的行為としておりますが、それ以外の考え方については、これも差別解消法と同様となっております。

次に、４ページ、中ほどの「３合理的配慮」ですが、障がいのある人からの意思の表明がなくとも、周囲の人が合理的配慮の必要性に気づいている場合には、合理的配慮が提供されるべきと考えから、合理的配慮の発生要件については、意思の表明を除くこととなりましたので、ここは差別解消法とは異なる部分となります。

５ページの四角囲みの「なお」以下の部分で、「意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組みに努めることが望ましい」とされていますが、条例案ではこの部分については、合理的配慮の提供義務が発生するものと考えられます。それ以外の部分については、基本方針と同様の考え方となっております。

次に、６ページ、第３の部分ですが、ここでは行政機関等が講ずべき措置についての記載です。１の基本的な考え方では、下線の部分ですが、行政機関等における差別禁止を確実なものとするためには、差別禁止に係る具体的取組みと併せて、相談窓口の明確化、職員の研修・啓発の機会の確保等を徹底することが重要とあります。また、「２対応要領」の（２）記載事項では、国の対応要領の記載事項として、〇で示されている五つがあげられております。

次の「３地方公共団体における対応要領に関する事項」では、地方公共団体等における対応要領は努力義務とされておりますが、基本方針では国の作成手続きや記載事項に準じることが望ましいとされております。今後、新潟市において、作成する際には、これらのことを加えながら作成していきたいと考えております。

次に、第４では事業者が講ずべき措置に関係する部分ですが、「２対応方針」の（１）の下線部分、「主務大臣は、個別の場面における事業者の適切な対応・判断に資するための対応指針を作成するもの」とされており、記載事項についても、次のページの対応要領と基本

的に同じものとなっております。なお、対応要領、対応指針の策定のスケジュールですが、今年度の上半期中に策定が予定されております。

次に８ページの「５その他障害を理由とする差別の解消と推進に関する施策に関する重要事項」については、「不特定多数の障害者を対象とするバリアフリー等を含む環境の整備は、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境整備として実施に努めること」とされております。

９ページから 10 ページでは、相談や紛争防止のための体制の整備、啓発活動、差別解消の支援協議会についての規定ですが、これらについては、新潟市の場合では条例に規定することとしております。

（長澤座長）

ありがとうございました。国の基本方針について説明していただきましたが、何かご意見ございますでしょうか。それでは、このあたりで議事に移らせていただきます。

３．議　事

（１）第 16 回検討会のまとめについて

まず、議事（１）第 16 回検討会のまとめについてです。資料 27 では、前回の検討会での主な意見と第 14 回検討会でお配りした資料 15 の一番右側の欄の再検討（案）について整理してあります。資料をご覧ください。こちらについて何かご意見はございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

（２）最終とりまとめ（案）について

では、次に議事（２）最終とりまとめ（案）についてです。こちらは中間とりまとめや意見交換会で出された意見、第 11 回から第 16 回の検討会での意見を踏まえた条例案となっていまして、この内容で検討会の最終とりまとめとして、市長に提出してよいか確認いただくものです。なお、法制担当課の審査により若干、条文の記述が変更されることがあるという話を事務局から聞いておりますので、その辺はご了承ください。

この議事の進め方は目次をご覧ください。１ページ目の「はじめに」から６ページの「２障がいを理由とした生きづらさ・差別等の事例」の分析までを一つの括りとして、事務局から説明いただき、その後、皆様からご意見をいただきます。幾つかに区切って説明し、意見をいただきたいと思います。次に、７ページから第４条市民等の役割までを一つの括り、第２章障がい等を理由とした差別の解消第１節差別の禁止等の部分を一つの括り。第２章第２節障がい等を理由とした差別の未然防止策の部分を一つの括り、第２章第３節障がい等を理

由とした差別の事後対応策の部分を一つの括り、最後に第３章障がいのある人も自立及び社会参加のための支援の部分を一つの括りとして、事務局から説明いただき、その後、皆様からご意見をいただきます。では、早速事務局から資料の説明をお願いいたします。

○　１ページから６ページ部分

（事務局）

それでは、今ほどの資料 28 をご覧ください。今、座長から説明のありましたとおり、６分割して説明をさせていただきます。目次の２枚目をめくっていただいて、最後の資料編の部分ですが、これらの資料につきましては、今回の中には入ってございませんが、最終的には掲載することとしております。なお、資料３の障がい特性については、表現が適切ではないというご意見がありますので、ご指摘のあった部分について、当事者の委員の方を含むその他の団体の方々とお話しさせていただき、修正した後、また皆様にご確認いただいて、最終とりまとめの資料としたいと考えております。それでは、資料の説明に移ります。

１ページ目から６ページ目にかけまして、「はじめに」から始まり、これまでの検討経緯や差別分析などの今までの検討会の経緯をまとめたもので、これは平成 26 年 4 月に作りました、中間とりまとめをベースにしております。変更になった部分といたしましては、３ページ、４ページの部分に検討結果などが新たに加わった部分がございますが、それ以外については中間とりまとめのとおりとなっております。

次に、皆様から事前にいただきましたご意見については、資料 29 と資料 30 をご覧ください。資料 29 は最終とりまとめ案について事前に皆様からいただいたご意見と、その意見に対する事務局案です。時間の制約もあることから、検討のたたき案として、事務局案を示させていただきました。これを参考に議論いただきたいと思っております。最終とりまとめの１ページの「Ｉはじめに」について、資料 29 の２、３、４の三つ、ご意見をいただいております。事務局といたしましては、委員のご意見を受け、修正したいと考えておりますが、たくさん意見がございますので見やすいよう、資料 30 で見直し後のものを作っております。なお、資料 29 の４のご意見では、本市独自の条例が必要だと考えますという部分が唐突で、文書のつながりがないのではないかというご意見をいただいております。この部分につきましては、いただいた修正案に「本市独自の条例が必要であるとの判断により」という文言を加えさせていただいております。これにつきましては、なぜ本市の独自の条例が必要なのかという市民の方々の疑問に明確に回答したいという気持ちから、強調の意味で、この部分は残させていただきました。当日配付で大変恐縮ですが、ご検討をお願いいたします。

（長澤座長）

ありがとうございました。ただいま、事務局から１ページから６ページまで説明がありました。資料 29 で意見と事務局案。具体的には資料 30 に修正した文書が出ております。この点について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。資料 30 で示されたような事務局案による文言の修正のこういう文書でよろしいでしょうか。それでは、いただいたご意見に基づく事務局からの修正案、資料 30 の表現でこのようにしていきたいと思います。

○　７ページから第４条市民等の役割までの部分

（事務局）

続きまして、第１章までで資料 28 の７ページから 18 ページの途中までですが、７ページをご覧ください。こちらはこの条例でどのような内容が盛り込まれているか分かるよう、はじめに条例案の構成を掲載いたしました。なお、先ほど座長からも話がありましたが、一番下の四角囲みに「今後、法制担当課の審査により一部、変更する可能性がある」という注意書きを加えております。８ページ以降につきましては、第 11 回から第 16 回で検討いただいたたたき案から変更になっている部分は網掛けとなっております。また、それぞれの条文案には、より市民の方々にご理解いただけるよう、解説をつけ、検討会でも出された意見や条文の趣旨、参考文献など分かりやすい例示などを掲載しています。まず、８ページの全文ですが、前回の検討会を踏まえ、意思決定支援により障がいのある人の自己決定が尊重されることが望まれますという文言を追加すべきというご意見がありましたが、これにつきましては、網掛け部分の障がいのある人の自己決定が尊重されることという文言を追加しております。なお、意思決定支援という文言を盛り込まなかったことにつきましては、解説の最後のほうに記載してございます。

次に 11 ページに移りまして、（５）不当な差別的行為の部分で、その他の異なる行為という表現が分かりにくいというご意見を受けまして、その他、不利益的な行為という文言に置き換えております。この見直しにつきましては、23 ページから 30 ページの第５条の各号のその他、異なる行為としていた部分でも同様の見直しを行っております。また、11 ページの一番下の○ですが、不当な差別的行為の考え方は、表現が取扱いと行為の違いはありますが、それ以外は国の考え方と同様であるため、11 ページの下から 12 ページにかけ、先ほどご説明いたしました基本方針にある国の考え方を掲載しております。

次に、12 ページの（６）合理的配慮ですが、○の一つ目、二つ目です。法の合理的配慮との違いを説明し、それ以外の部分は基本的に国の基本方針と考えは一緒だと考えておりますので、13 ページの下から 16 ページの点線囲みで、これも国の考え方を掲載しております。

ただ、14 ページと 15 ページにある下線部分につきましては、合理的配慮の発生要件から意思の表明を除いたことから、新潟市独自の解釈が必要な部分となっておりまして、その部分を 16 ページの一番上の※にあるとおり、「社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、合理的配慮の提供の義務が発生すると考えられます」という文言を記載しております。

13 ページに戻りまして、上から二つ目の○で、障がいのある人が現に社会的障壁の除去を必要としている場合の解説として、①から③の場合を例示にあげております。また、○の四つ目から六つ目にかけて合理的配慮とバリアフリー化は別のものであるというようなことをバリアフリーについては、別な観点から進めていくということをここで謳っております。

次に、17 ページです。第４条市民の役割については、検討会での議論を基に条文案を修正し、解説でその経緯を掲載してございます。資料 29 に移りまして、この部分までででいただいたご意見については、資料 29 の左側の番号の５番のところですが、最終とりまとめ案の９ページの中で、「京都府条例を参考に、」という言葉は不用ではないかというご意見をいただきました。ご意見のとおり、この部分については削除したいと考えております。

次に、６番のご意見です。障がいまたは障がいに関する事由の説明要因で、分かりやすいようかぎ括弧などをつけてはどうかということですので、かぎ括弧をつけて表記していきたいと思っております。

次に、いただいたご意見の７番ですが、13 ページの合理的配慮とバリアフリーの関係の表示において、段差がある場合に周囲にいる人がその方を持ち上げるなどの手助けという表現があるのですが、持ち上げるという表現についてご意見をいただきました。これもいただいたご意見のとおりに修正すべきと考えております。

次に、意見の８番です。合理的配慮の法律と条例の違いについて、より分かりやすくなるよう、違いは発生要件としておりましたが、発生要件の後ろに括弧して、意思の表明と書き加えて、ご意見のとおり修正したいと思っております。

（長澤座長）

ありがとうございました。資料 28 の７ページから 18 ページまで説明いただきました。検討した結果の変更点、網掛け、あるいは解説をつけるなどしております。さらに前回の検討会以降、今回までにいただいた意見と５から８までについては、指摘を踏まえて修正、あるは削除を行っております。では７ページから 18 ページまでについて、委員の皆様、何かご意見ございますでしょうか。

（田中委員）

条文と解説を併せた考え方自体に異論はないのですが、解説の中に書かれていることで重

要なことについては、条文の中に盛り込むということもあっていいのではないかと思っています。例えば、13 ページの二つ目の○の社会的障壁の除去を必要としている場合、三つの場合が考えられるということで、必要としている場合というのを具体化して、より分かりやすく書かれています。こういう具体的な場合については、条文の中に取り込むことも考えてはどうかと思っております。また、13 ページの下から三つ目の○の合理的配慮と環境整備の関係ですが、その文を読む限りでは、合理的な配慮に環境整備が含まれないかどうかは一見して明白ではないように思われます。ですので、考え方自体に提案を申し上げるわけではないので、この場でご議論いただく必要はないと思うのですけれども、今後、法制担当課と詰められるときに、重要な事項について、条文を盛り込むのが適当なのか、解説に落としておくのが適当なのか、よくよく議論されるようお願いしたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。ただいまのご指摘を受けて、法制担当課と協議する際に、対応をよろしくお願いしたいと思います。ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○　第２章障がい等を理由とした差別の解消　第１節差別の禁止等の部分

（長澤座長）

では次に、第２章第１節の部分です。事務局、よろしくお願いいたします。

（事務局）

第２章第１節は、資料 28 の 18 ページの途中から 31 ページの途中までの部分です。28 の 18 ページをご覧ください。18 ページから 31 ページまでは、民間事業者に対する合理的配慮を法的義務とした影響により見直した部分とその他の異なる行為をその他の不利益的な行為に見直した部分に多く網掛けがついております。18 ページの真ん中の第５条では、何人も、差別をしてはなりませんとしていますが、解説では第５条の各号に列記されている分野に属する個人の差別を禁止していますので、実質的に一般私人の関係における差別は対象に含まれないことを説明しております。また、民間事業者について法的義務とする考え方につきましては、19 ページの○の三つ目、話し合いにより相互理解を深めることで解決を優先するということも記載させていただきました。

次に、21 ページの下のほうですが、より民間事業者の方々に理解をしていただくため、改正障害者雇用促進法をこちらに記載しております。募集、採用、待遇などについては、合理的配慮を法的義務としている内容となっております。

次に、23 ページ以降でございます。（１）から（10）まで何が差別にあたるのか明記す

るための各論的規定になりますが、それぞれ条文に正当な理由なしにという文言があるため、解説ではそれぞれ正当な理由の例を列記させていただいております。23 ページの（１）のイと 24 ページの（２）のイですが、こちらは生命、身体を守るためではないのに望まない施設入所や入院を強要することが大きな問題であるというようなご意見を踏まえ、今回、新たに盛り込んだ規定になっております。

25 ページに移りまして、下から二つ目の〇を見ていただきたいのですが、先ほど説明させていただきました、正当な理由の例示になっております。（３）の商品・サービス提供の部分の正当な理由として、映画館等において、他の観客に対して本来のサービス提供が困難になる場合を例示しておりますが、その下の〇で、その場合でも具体的に当事者に説明する必要がある旨をこちらで記載してございます。

次に、27 ページの（６）のアですが、利用を拒否、制限するのは、その施設の管理者になりますので、管理者という文言を追加し、明確化しております。イにつきましても、同様に公共交通事業者等というように主体を追加し、見直しをしております。

次に、30 ページでございます。前回の検討会で差別禁止規定に意思の受領の規定を追加すべきというご意見を踏まえ、（９）として新たに意思の受領の規定を追加しております。

最後に 31 ページの第６条ですが、意向の尊重については、本来、ここは網掛けすべきところですが、網掛けが落ちておりました。申し訳ございません。ここにつきましては、前回の検討会を踏まえ、合理的配慮の提供にあたっては障がいのある人の意向を十分に尊重しなければならないという規定を新たに追加しております。

次に、資料 29 の３ページの９番についてです。合理的配慮の民間事業者への法的義務化の規定の適用について、１年以上の経過措置を置くことについて、改めて要望しますというご提案でございます。この件につきましては、これまでの検討会の中で、法的義務とすることで、民間事業者へ十分な配慮が必要である一方、これまでの議題となっていた中では、努力義務では話し合いのテーブルに着かない可能性があるということや、先ほど説明いたしました、雇用の分野では平成 28 年４月施行の改正障害者雇用推進法において、義務化されるということ。また、経過措置期間を置いた場合と施行した場合との対応の差がどのようなものかを考えたときに、事務局としては同時施行でもいいのではないかと考え、このように事務局の案として書かせていただきましたが、皆様にご議論いただければと思っております。

次のページの意見番号 10 番についてです。26 ページの適切な指導及び支援を受ける機会を与えないことという表現の「与えないこと」という表現がどうかということです。ほかの部分の並びから、ここは「提供しないこと」と修正したいと思っています。

意見番号 11 番についてです。第５条の中に目指すべき目的をはっきりと掲げ、現状を知

っていただき、それぞれの立ち位置からの多様なご意見をいただくような文章表現にしてはどうかというご意見ですが、これにつきましては、第５条の（１）から（10）までの規定は、どのような行為が差別に当たるかを明確化するための規定ですので、いただいたご意見を盛り込むことは難しいと思いますが、今後、ガイドラインの中でいただいたご意見の趣旨を反映できるよう検討していきたいと思っております。

次に、意見番号 12 番です。情報提供の規定について、個人を対象としていないことの確認についてですが、こちらについては５条のその他の規定同様、個人的（私的）な関係や場面は含まないものとしております。

次に、意見番号 13 番、情報提供の規定の正当な理由の例示について、手話ができないにもかかわらず、手話での意思疎通を求められた場合ということが例示として適さないのではないかというご意見です。こちらにつきましては、ご意見を踏まえ、この部分を削除したいと考えております。

（長澤座長）

ありがとうございました。ただいま、18 ページから 31 ページの部分の説明をいただきました。検討を踏まえた変更・修正点を網掛けで示していただきました。さらに資料 29 の３ページの９から 13 まで意見をいただき、それに対する事務局の案を示していただきました。この部分につきまして、委員の皆様、ご意見いかがでしょうか。

（和田委員）

今、ご説明いただいた中の解説にあったわけですけれども、27 ページの建物及び公共交通ということで、私どもはバス会社でございますので、いわゆるここで言う公共交通事業者等というところに当たるのだろうと思われますが、この中の正当な理由なしにというところの解釈が非常に難しいということで、28 ページに、例えば、こういう場合ですとここに書かれているわけです。手前どもが運行しております中には、当然、車いすでも利用いただける車というものがありまして、年々増やさせてもらっているという状況でもあるのですが、物理的にそういう対応ができない車というものは、もちろん正当な理由に当たるのだろうと思いますが、ここでいう旅客施設と言われている部分は、いわゆる通常、道路にあるバス停みたいなところ。私どものバス停というのは、道路の占用料というものをお支払いさせてもらって、貸してもらい使わせてもらっているところですが、例えば形状的になかなか難しいというところ、バリアフリーはまた別途ですという話もありましたが、ここの部分はどこが管理するという解釈になるのかというところが一点。あといろいろな道路をバスが走らせてもらっているわけで、いわゆる歩道の高さがきちんとあるというところに対してスロープ板を出せるという状況があるわけですけれども、いわゆる道路にセンターラインがないような

道路、３メートルの幅員が片側にないとセンターラインを引くことができないというところも、実はバスとして走らせてもらっているというところで、かつて車いすでお待ちいただいたお客様がいらしたのですが、乗せないということが何回かありました。スロープ板を出すのに１メートルくらい右に寄らなければいけない部分と、車いすを乗せるためにさらに１メートルくらいいるということで、２メートルくらい対向車側にはみ出さなければいけないという道路も実はかなりありまして、そういったことでお乗せできないというところも含めて、正当な理由ということに当たるのかどうかというところ。この辺の正当な理由というのはいろいろ含まれるかもしれませんが、現場ではなかなかご理解いただけないところもありますので、その辺、法律上というか、一応、条例ですから、あまり細かくなるとということもあるかもしれませんが、この辺の解釈や、もしくはそういったことが起きたときにどういったところにご相談すればいいのかというところを教えてもらうとありがたいと思います。

（事務局）

いただいたご意見の２点目については、センターラインをはみ出すことが正当な理由になるかどうかということについては、道路を管理している担当課と検討しながらということになると思いますので、そこを確認させていただいたうえで、何らかの形で考え方を示させていただければと思います。また、そういうものも含めまして、相談機関のほうで相談をお受けし、そちらのほうでまた必要があれば、行政のほうと検討しながら回答を出していくという形を取っていきたいと思います。一つ目のどこが管理するのかという部分については、別な担当課から回答させていただきます。

（事務局）

土木総務課でございます。道路の管理をさせていただいておりますけれども、通常、民間の方が道路の空間を占有する場合については、占用申請をあげていただいて、占用について、基本的に占用者からある程度、占用物件等については管理していただくということになると思うのですが、占用する道路が、具体的には正当な理由で使い勝手が悪いとか、障がいがあるということに関しましては、事前に占用される方と申請段階で、また個別に協議させていただくような形で、個別で対応を図っていくということで、今のところ対応させていただいているところでございます。

（長澤座長）

ありがとうございました。こういうものも結局解説ということで、例を出しているわけですから、今のように疑問が生じるようなものがあれば、そういう疑問が生じないように修正していただくということで、具体的な今のような話が出た場合には、しかるべき対応をしていくことになると思いますが、そのように考えて、今のように疑問が生じるような表現であ

れば、若干その解説の表現を検討していただくということでいかがでしょうか。和田委員いかがでしょうか。

（和田委員）

正当な理由という解釈がいろいろな方によって違って、先ほどの例のときも、この道では乗れないよねとご理解いただける方と、何で乗せないのだと。対向車を止めてでも乗せろという方も、実はいるというのが娑婆の世界で、確かに言葉で書いても、なかなかそうはいかないというのが現実の部分です。その場合の相談機関というのは、新潟市ということでいいのでしょうかということが一つ。先ほど言った道路の管理という部分は、確かに占用申請させてもらってというところの中で、置いてある場所の部分の管理や、ごみが落ちていれば拾うとか、もちろんそういうことはさせてもらうのですが、その付近全体の形状という部分について、なかなか乗れないというところがあったときの管理。バス停が立っている一部分の管理だけではなく、その付近の管理というところを求められた場合は、どちらにご相談すればよろしいでしょうか。事業者だけではなかなかできない部分で、バス停の占用をさせてもらっている部分は、45 センチメートル×45 センチメートル、要はそういうエリアのことを言っているわけです。その場合でも、当然、それだけでは車いすに乗れないわけですから、どの辺の部分まではということは道路管理者の方になるのかもしれませんし、例えば、ＪＲの駅は全部、そこが管理して運転させてもらっているというわけではないですし、いろいろな問題をはらんでいるのかというところだと思っています。申請のタイミングでというお話しもございましたが、相当、何十年も前から申請して借りている部分もありますので、一個一個バス停の形状を再度、申請し直すということは物理的には難しいかと思いますので、そのときどきでご相談という形、道路そのものの全体を変えないと、とても対応できないということももちろんあり得ますので、そういった場合、正当な理由というものは、私ども事業者に全部被さってくるということになると、非常に難しいので、そういった部分で正当な理由ということをある程度、明確にしていただいたほうがいいのかというところで申し上げました。

（長澤座長）

ありがとうございました。相談対応のところについて回答いただけますか。

（事務局）

相談につきましては、新潟市の障がい福祉課内と市内４か所に配置しております、基幹相談支援センターを窓口とすることで今のところは考えております。

（長澤座長）

和田委員よろしいでしょうか。あとはきちんと誤解があまり生じないような表現を再度検

討するということでよろしいでしょうか。

（和田委員）

一例ですけれども、先ほどのような、例えば幅員が全体で６メートル未満という場合は、対向車側に車を止めないと乗せられないような道路の形状というのは、正当な理由に当たるのか、当たらないのかということは、なかなか判断が難しいと思うのですけれども、もし皆さんの中でご意見があれば、ぜひ教えてもらえればと。対向の車の交通を止めてでも乗せるべきだと思われているのか、そこまでは正当な理由に当たるのではないのと思われているのか、率直なところ、私どもは正当な理由に当たるということで対応させてもらっているのですが、現実になかなかご理解いただけない例が何例かあるというのは事実でございます。

（長澤座長）

今のような事例ですとどうですか。この場でお答えいただくことは可能ですか。

（事務局）

関係法令を確認しながら、道路の担当課とも確認しながらということになろうかと思いますので、すみませんがこの場でイエスかノーかということはお答えできないところです。申し訳ございません。

（長澤座長）

和田委員よろしいでしょうか。即答は難しいということなので。

（和田委員）

そうすると、例えば、そういった事例が出たときもご相談申し上げるということになるのでしょうか。今、現場で起きていることですので、その場でその相談もなかなかできませんし、いろいろなところがあるわけですから、その辺は一般例として、例えば、そういうケースは実は相当起きていることも事実ですので、その辺ご検討をお願いします。

（事務局）

では、その辺検討いたします。

（佐藤（洋）委員）

今の新潟交通のお話を聞いて、やはりバスに乗っているときに、車いすの方が乗車してこられ、私が乗った前に乗車されていて、非常に時間がかかったということで、お客様の中ですごく運転手にいろいろなことを言っている方がいらっしゃるのです。今、交通のそういう事情をお聞きして、道路の占有とか、そういうことまで個別対応というお話を聞いて、とても深いところがあるのだということを改めて思わせていただきました。私たちもそういうことも配慮しながら、道路の工夫やいろいろなことを担当課にも知っていただきながら、みんなが安心してバスに乗れるようにと、お話を聞いて感じました。意見ではありませんけれ

ども。

（長澤座長）

ありがとうございました。恐らくたくさん実際には、いろいろと予想のつかなかったことがあると思いますが、やはり話し合いということを基本に出していますので、そうやって解決していけたらと思います。

では、18 ページから 31 ページまでの部分について、田中委員お願いします。

（田中委員）

資料 29 の９番目に経過規程についてのご意見があるのを見まして、事務局から平成 28 年４月１日施行というような回答があったのですが、このやり取りを見ていまして思い浮かんだのですけれども、何が差別的行為に当たるのかについて、たしかガイドラインを作ることになっていると思うのですが、平成 28 年４月１日施行までにガイドラインを作ることが可能なのか、やや疑問がありまして、例えば、教育なり、今、ご議論のあった交通でも、それぞれの分野について障がいをお持ちの方と事業者の方を集めて検討会を作って回していくだけでも、かなりの時間がかかるように思います。そうすると、平成 28 年４月１日施行日にガイドラインが出揃っていないということもあり得るので、この点については、スケジュール感を含めた検討が必要ではないかと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

今の点について、事務局でご回答はありますか。意見として承っておきますか。

（事務局）

ガイドラインについては施行までに出すつもりでおります。今、ご指摘があったように施行に間に合わないことのないようにスケジュール感を持って進めていきたいと思っています。

（長澤座長）

ほかにご意見はございますでしょうか。では、次の括りに移らせていただきます。

○　第２章第２章障がい等を理由とした差別の解消　第２節障がい等を理由とした差別の未然防止策

（長澤座長）

次は第２章第２節「障がい等を理由とした差別の未然防止策」についてです。ご説明をお願いします。

（事務局）

第２章第２節は資料 28 の 31 ページからです。31 ページの第７条は周知啓発及び研修の

実施の規定になりますが、この部分につきましては、その必要性について、この検討会で多くの意見がありましたので、解説の中でそれらの意見を広く掲載いたしました。

次に 33 ページの第９条です。「インターネットの利用その他の方法により」と具体的に書かれていますが、ここは「多様な手段で」に置き換えたほうがよいというご意見を踏まえ「多様な」という文言を追加しています。

次に資料 29 の５ページ、意見番号 14 番です。33 ページの二つ目の○の中で、「障がいのある人が身近な存在に感じられ」は、その後の「必要があります」につながらないので削除したほうがいいのではないかというご意見です。事務局案としましては、ほかの最終とりまとめ案の中で、「身近な存在」という表現がないことから、「障がいのある人が身近な存在に感じられるよう」と修正いたしました。

（長澤座長）

31 ページから 35 ページの第３節の前までですが、この部分についてのご意見、ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

（長谷川（美）委員）

33 ページの解説の三つ目の○の「互いに交流することができる機会」ということでいくつかの事例が挙がっています。これまでこういった機会があったということだと思うのですけれども、こういった機会をもっと作っていこうということだと考えますので、例えば障がい者の方も交えて意見交換をするなど、あらゆる機会をとらえて一緒に意見交換ができ、ふれあえる機会を作っていくということで、このあたりを書いていただけるといいのではないかと思います。

（長澤座長）

33 ページの三つの○の部分ですが、今のご意見について事務局からご回答をいただけますか。

（事務局）

今のご意見を踏まえ、修正について検討していきます。

（長澤座長）

よろしくお願いします。

35 ページの第３節の前までいかがでしょうか。

○　第２章障がい等を理由とした差別の解消　第３節第障がい等を理由とした差別の事後対応策

（長澤座長）

それでは、次の括りに移らせていただきます。次は、第２章第３節「障がい等を理由とした差別の事後対応策」についてです。ご説明をお願いします。

（事務局）

資料 28 の 35 ページからの第３節になります。第 11 条の相談については、解説の上から四つ目の〇ですが、合理的配慮が法的義務とされる事業者に対する支援策として、事業者についても相談できることとしている旨を記載しています。また、下から二つ目の〇では、あらゆる相談に応じるものの、調整については一般私人の関係における差別の対象としないということをここで説明しております。

次に 37 ページの第 12 条、助言・あっせんの申し立ての部分、網掛けの部分ですが、いわゆるハラスメントについては助言・あっせんの申し立ての対象外とするため、不当な差別的行為と合理的配慮に限定する規定を括弧書きで新たに加えております。また、解説の中では、制限規定を設けて初めから排除するのではなく、個々に困難性や適切性を適宜判断していくことや、助言やあっせんを公正、中立な立場から行うことを記載しております。

なお、この見直し案を受け、39 ページの第 14 条第３項で調整委員会が助言またはあせっせんの必要がないと認めるとき、または申し立て事案の性質上、助言またはあっせんを行うことが適切でないと認めるときを除きと文言を修正させていただいております。助言またはあっせんの必要がないと認められるときという部分につきましては、40 ページの下から二つ目の〇の中で例示を記載しております。

次に 43 ページ 18 条の調整委員会に関する規定です。これまで調整委員会の名称を「新潟市障がいのある人の相談に関する調整委員会」としていましたが、この名称だと、障がいのある人の相談しか対応しないような印象を与えることから、改めて、「新潟市共生のまちづくり調整委員会」という名称を提案させていただきます。この章につきましては事前にいただいたご意見はございませんでした。

（長澤座長）

ありがとうございました。

35 ページから 44 ページについて説明いただきました。委員の皆様、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（田中委員）

調整委員の構成について、この検討会でとても大事なことであるという指摘があり、その後、あまり議論されていなかったように記憶しています。市のほうで考えられていたと思うのですが、中立的なメンバーを選んでやるということで、対立的な関係を想定することがいいのかどうかはともかく、例えば医療保険であれば診療側と保険の支払い側のような関係の

委員を選出して中立の委員を出すなど、いろいろなやり方があるかと思います。やはりこれはもう少し議論したほうがいいのではないかと思うのですけれども、私の感触で申し上げますと、それぞれの事業、それぞれの障がいと非常に多様ですので、その多様性についての知識や経験を調整委員会の場に生かしてもらう観点からは、障がいを持っている方、さまざまな事業をされている方、それぞれが参加されていくという対立の図式ではなくて、それぞれの立場を代表できるような人を委員にするのが適当ではないかという感触を持っています。この議論をすべきか、それとも市のほうに委ねるべきかは早く議論したほうがいいのではないかという感触を持っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。

調整委員の構成についてはどのようなお考えでしょうか。

（事務局）

第 12 回の資料６で、調整委員会の構成メンバー（案）ということで 10 名程度を想定する中で、法務局、労働局、障がい者団体または家族会、校長会、社会福祉施設等団体、医師会もしくは歯科医師会、商工会議所もしくは経営者協会、公共交通機関、弁護士会、学識経験者などで構成することを想定しております。法務局については佐藤委員からご意見をいただいたように記憶しておりますが、こういった方々を念頭に置いて構成したいと考えております。

（長澤座長）

ほかにご意見はいかがでしょうか。

○　第３章障がいのある人の自立及び社会参加のための支援

（長澤座長）

それでは、次に第３章の「障がいのある人の自立及び社会参加のための支援」に進みたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

第３章は 44 ページから最後までです。第 19 条の教育の部分ですが、先に資料 29 の意見番号 15 をご覧いただきたいと思います。ここもご意見をいただきましたので、資料 31 に修正案として条文を 19 条と 20 条について書かせていただいております。19 条につきましては分かりにくいというご意見をいただいております。このご意見を参考に資料 31 では再提案させていただいております。ただ、いただいたご意見と少し違う部分がありまして、いただいたご意見のように修正しますと、一つの項に主語が二つになってしまうことから、この

案では分かりやすいよう四つに細分化しました。最終とりまとめ（案）の中ではこのように四つに分割した形で掲載したいと思っていますが、第１項の部分につきましては障害者基本法と同じ規定になることから、この項だけで条例化することは難しいのではないかと考えております。意図はこのままに、実際の条文については法制部門と相談する中で最終的な条文としたいと思っておりますが、最終とりまとめは四つに分割した形で載せさせていただければと思っております。なお、このような条文の案にすることによって、解説のほうも順番が変わることになりますが、内容は変更いたしませんのでご了承願いたいと思います。

第 20 条の保育及び療育についても同様の見直しとなっております。

次に資料 28 の 49 ページの第 22 条の建物の管理です。「利用する障がいのある人の意見を出来る限り聞き」という表現の「出来る限り」というのが限定している感じがするというご意見を踏まえ、「利用する障がいのある人の意見の把握に努め」と直しております。その下の３項につきましては、先ほど５条の中で見直しました管理者などの対象を明確にするように修正しています。

資料 29 の６ページ、意見の 17 番ですが、「あとがき」についてです。議論のポイントや今後の課題、最後に委員への労いなど、長澤座長名によるあとがき的なものを加えてはどうかというご意見でございます。このご意見につきましては委員の皆様にご議論いただきたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

第３章、最後の 44 ページになっております。教育、保育・療育のところは分かりにくい表現なので分かりやすい表現にしたということですが、法制部局との相談で変更もあり得るということです。意見の 17 の「あとがき」についての委員の皆様からの意見になります。ここの部分についていかがでしょうか。まず、意見 17 を除いて、第３章の部分でご指摘等があれば先にそちらのご意見をいただきたいと思います。

特にないようであれば、資料 29 の６ページの 17 の「あとがき」について、議論のポイントや今後の課題、最後に委員への労いなどを、委員の皆様の代表ということで私の名前を末尾に加えることを提案しますということなのですが、この点について加えるという意見についてどうでしょうか。賛成もしくはそうではないというどちらでもかまいません。

（竹田委員）

こういった条例で、普通は現時点で 12 自治体がすでに条例化しているということなのですけれども、ほかのところではこういった条例の一番最後にはそういうものが載っているものなのでしょうか。事務局から教えていただけるとありがたいです。

（事務局）

条文としてはあとがきというのはないと思います。今回ご提案いただいているのは最終とりまとめの中であとがきを載せてはどうかという提案でございます。

（竹田委員）

条例ではなくて、最終とりまとめのあとがきということですね。理解しました。

（伊東委員）

大変バランスよく、全体的にきれいにまとめてあると思います。今まで検討してきて、皆さんの関心が深く、とても議論になったポイントがちょっと浮かんでこないという気がしておりますので、あとがきの中でそういったところにも触れていただきますと、より皆さんに伝わるのではないかと思いますので、あとがきはあったほうがよいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

入れることを支持するご意見をいただきました。このように入れることで進めてはいかがでしょうか。

それでは、いろいろと議論してきたことを理解していただくうえでも、あとがきのところに入れることにしたいと思います。

以上、最終とりまとめ（案）について資料 28 に基づき説明いただき検討していただきました。もう少し意見を言いたいとか、何か漏れているといったところがありましたら、この場でお聞かせください。

（長谷川（美）委員）

３章になるかというところはあるのですけれども、例えば野鳥観察施設みたいなものがあった場合、小学生が利用するであろう施設がバリアフリーに配慮されているところはあるのだけれども、そもそも入ることが難しいような段差があったりします。学習で使われるような見込みがあるような、大きい施設でなくても使うであろうようなところも、みんなが一緒に授業が受けられるような形で施設がつくられるようなことをどこかに謳っていただけるといいなと思いました。

29 ページの不動産のところなのですけれども、「正当な理由で建物の物理的な構造上、車いすでは中に入れない場合」となっているのですけれども、これだけだろうかというところがあると思いますので、こちらも、不動産事業者にも確認をしていただけるとよろしいのではないかと思いました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

アウトドア関係の施設等でも、できるだけバリアフリーを進めていくようなことを盛り込んでいったほうがいいということと、29 ページの不動産に関しても、これが適切かどうかということを今一度専門の方にお聞きいただき検討していただければと思います。

ほかに全体をとおしていかがでしょうか。

（川崎委員）

先ほど「あとがき」を加えていただけるということで大変うれしく思っています。その中で、今後の課題を示せればということですが、実はこれは私が出した意見なのですが、そのような意図も含めてあります。今後の課題ということで、考えていることを一つ申し上げさせていただきたいと思います。先ほど田中委員からも調整委員会について、それぞれの立場を代表できる方というお話がありました。そこにもかかわってくることです。内容としましては、当事者参画、当事者意見といったことに関してです。最終とりまとめの中では２か所ほどその内容が示されているところがあります。18 ページの上段、50 ページの上段の２か所に関連の記載がありますが、それは後ほど見ていただくことにしまして、新潟市においては障がい当事者による多様な障がい特性の相互理解と、それによって生じる多様な社会的障壁解消のための当事者による認識の共有、意見表明。

つまり障がい分野を超えた当事者による協議、共通認識醸成の場づくり、網羅的な総合的な意見集約の取組みが不十分であり課題であると考えています。当事者参画の推進、当事者意見の尊重ということは差別解消に限らないことであります。施策検討、事業実施、施設整備などの場合にも多くの機会で当たり前に言われ行われるようになってきています。しかし、これまで障がい当事者もしくは当事者団体として多様な障がい特性の視点から参画、意見表明ができていたのかどうか。参画、意見表明がなされていたとしても、特定の分野の障がいにかかわるものだけで、別の分野の障がい特性などを思慮しないようなこともあったり、個人ばらばらに主張したりといったことがなかったのかどうか。そのようなことが事実としてあったようにもお聞きしていますし、実際の見聞もありますが、そういったことが続きますと、障がいへの配慮を行おうとする側が混乱したり、不信感を抱いたりという結果になりかねない。結果としては障がいへの理解促進を妨げたり、場合によっては面従腹背的な関係を作り出すことが懸念されます。そのような状況を招かないためにも、当事者間の相互理解の促進、障がい分野を超えた協議、共通認識醸成の場が必要だと考えています。今後のさまざまな取組みの中でぜひ検討していただければと考えています。

（長澤座長）

ありがとうございました。

大切なことだと思いますので、この最終取りまとめの「あとがき」の部分に今のご意見を

ぜひとも生かしていただければと思います。

ひととおり最終とりまとめについての検討が終了したとみなしたいと思います。最後に、誠に勝手ながら、委員の皆様から、今回の条例検討にかかわってくださった感想でもけっこうですので一言いただきたいと思います。松永委員からお願いしたいと思います。

（松永委員）

誠に素晴らしい条例ができたと思っています。３月に東京で視覚障がい者の団体で差別解消のための勉強会がありました。そこでいろいろな意見が出た中で、自分がかかわっている新潟市の条例のことを思い出していたのですけれども、非常によくできているのではないかと思いました。自分がかかわっていたからというだけではなく、当事者サイドから見たときに非常にいい条例ではないかと思っています。もちろん 100 パーセントではないですけれども、これを機会に、条例ができたからいいということではなくて、この先にどのようなことが起きるか、市民の方々がどれだけ障がい者を理解してくださるか。当事者自身も大きな責任があると思っています。我々視覚障がい者もいろいろなことを言う人たちもいるわけですけれども、それは本当の意味で視覚障がい者の問題なのか、個人の問題なのか、いろいろと考えてしまうことがあります。そういう意味で、視覚障がい者の特性、本当の意味で、障がいに対してどのような合理的配慮が必要なのかといったことを自分たち自身が考えていく必要があると思います。平成 28 年４月までに市民の方々にどれだけ私たちのことを理解してくださる勉強会、研修会をやれるかどうか。そこにかかってくるのではないかと思っています。素晴らしい条例ができたとよろこんでいます。どうもありがとうございました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

枡屋委員、お願いします。

（枡屋委員）

にいがたオーティズムの理事長の推薦を受け、この検討会に参加をさせていただきました。発達障がいの当事者として私個人としての意見を申し上げました。思い返せば、私も生まれついての発達障がい者であり、それにまつわる差別、偏見から生まれたいじめ、虐待であり、また社会の不理解、無理解からくる社会的障壁が数々あり、その体験を生かして自分の意見として申し上げさせていただき、とてもいい条例が作れたのではないかと思います。ただ、作ったからには、この条例を市民の方に啓発するとか、自ら実行していくということを私は行っていきたいと思いますし、また、発達障がいだけではなく、さまざまな障がい当事者がいるということ、その人たちも苦しんでいるということ、障がいにかかわる支援者の方であるとか、一般市民の方も、当事者と対面して苦しんでいる、あるいはどう接していいのか分

からないということを私も体験してきましたし、私自身もそれを痛感しています。実はそれはほんのちょっとした配慮があれば健常者の人と全くかわらず生活ができる、あるいはそれに近しい生活を送ることができるということを皆さんに知っていただきたいと思います。私自身も条例検討委員を終えますが、終えたとしても私の役目はまだ終わっていませんし、差別を解消することは何十年もかかるかと思います。それでもあきらめずに次の子どもの世代に受け継ぐものを作っていけたらいいと思います。そのために条例が第一歩になることを期待したいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

伊東委員、お願いします。

（伊東委員）

やっと今日、震えずにマイクを持つことができました。条例の施行後、新潟市がどのように変わっていくのかとても楽しみな気持ちでいっぱいです。どうもありがとうございました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

金子委員、お願いします。

（金子委員）

さまざまな分野の方からお集まりいただき条例検討をしてきたわけですが、非常に難儀な委員会だと思っています。それが実感です。非常に難儀な重い条例検討会だと。伊東委員がおっしゃいましたけれども、これから楽しみな条例になってくれればと思っております。

（長澤座長）

ありがとうございました。

川崎委員、お願いします。

（川崎委員）

２年間、大変いい機会に参画させていただいたと思います。また、17 回ということで、委員の皆さんも当然なのですけれども、事務局にこれだけの方々からお集まりいただき支えてくださったと思い感謝申し上げたいと思います。本当にいい機会に参加させていただいたと思って感謝申し上げたいと思います。

一つだけ、差別や配慮というのは関連づけが難しく、検討会中に発言しなかったのですけれども、特に中途障がいの方、障がいになった直後の方への支援。心理的にもつらい思いをされていらっしゃいます。言い方は悪いのですけれども、ベテランになってくると、それを乗り越えて､ある程度できることが、ここにいらっしゃる松永委員などは最たる例といって

は大変失礼なのですけれども、中途で障がいになられた直後の方へのサポートを、今後何かのところでご検討いただけると大変うれしいと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。

角家委員、お願いします。

（角家委員）

後半から参加させていただいて、難儀な議論を持ち込んだ感じになってしまいましたけれども、私が個人として申し上げた意見も、弁護士会として申し上げた意見もこの場で非常に丁寧にご議論いただいたことに改めて感謝申し上げます。この条例が無事に成立して、このまちが誰にとっても暮らしやすいまちになってほしいと思っています。条例ができてそれで終わりではなくて、この条例の精神が広く市民に浸透して、いいまちになっていくことを願っています。そのときに大きな牽引車になってくださるのは事業者の皆様だろうと思っています。私が弁護士であるばかりに非常に重たい義務が課されるのではないかという印象を与えてしまったかもしれませんが、くどいようですけれども、合理的配慮は人的にも物的にも経済的にも大きな負担、過剰な負担を強いるものではないということを最後にもう一度申し上げておきたいと思います。条例の適切な運用がなされていくように、弁護士会として、昨年９月９日付けの意見書でも最後に申し上げておきましたけれども、適切に運用され、実効性を発揮できるように周知啓発や事後の対応についても役割を果たしていきたいと思っています。事業者の皆さん、当事者の皆さんにもきちんと理解していただいて、広く周知されるように、当会としてもこれからも引き続き積極的に関与していきたいということを最後に申し上げて、感想とお礼とさせていただきます。本当にありがとうございました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

佐藤（佐）委員、お願いします。

（佐藤（佐）委員）

経営者の代表ということで参加させていただきました。いろいろと思うところがございますが、皆さんの協議の結果、このような条例ができたということで、これが相互理解のきっかけとなるのだろうと思います。これが事業主を罰するための錦の御旗の武器になるようでは困るのであって、話し合いのための道具といいますか、相互理解のための道具ということで、これから新潟市の健常者の皆さん、障がい者の皆さんがともに理解し合って生きていけるようになっていけばいいのではないかと思っております。

（佐藤（洋）委員）

いろいろな関係機関の代表ということで皆さんとお会いでき、私は若いときから障がいのことに関心を持ち続けておりました。先ほどの中途障がいに関してもそのとおりで、自殺を試みたといった方もいらっしゃいます。受容して社会に出てきたところを支えながら、私も涙しながら歩いてきた日もありました。私はここに座らせていただいて、話し合いで解決を図るということを根本にして、いろいろな方たちと話し合い、手をつないで、一歩前に出るのではなく、一歩下がったら足下が見えるはずですから、みんなでそういうことを共有しながらこの条例が生かされていけばとても幸せだと思いました。大変ありがとうございました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

正道委員、お願いします。

（正道委員）

休んでばかりですみませんでした。ここに来ることだけで精いっぱいで発言もしなかったのですけれども、最後に条例とは関係ないかもしれませんけれどもお話をさせていただきます。私が勤めている温もりハウスの登録者の方の意見なのですけれども、来月、ＮＨＫ主催のフォーラムで統合失調症をテーマにしたものがあります。そこで医師、当事者が壇上に上がりトークをするというものです。そのチラシが張ってあったのですけれども、利用者の方が、これはさらし者だとおっしゃいました。私はそういうふうには思っていなくて、健常者に統合失調症を知ってもらういい機会だと思っていたのですけれども、当事者の方には、病気を隠して生きていきたいという方もけっこういらっしゃるので、壇上に上がり、自分は統合失調症で病気の話をするということは、世間のさらし者になるのではないかと受け取ったのではないかと思いました。ありがとうございました。

（白柏委員）

２年という非常に長い期間の検討会に参加させていただいたわけですけれども、いろいろな立場の方が集まって語り合うことの重要性を毎回感じておりました。私は医療の現場におりますけれども、日々、障がいのある人との接点があるわけですけれども、恥ずかしながら、会議に出て初めて分かったこともたくさんあり、本当に勉強になりました。無事に条例が制定された後は、共に生きるという言葉が市民の皆さんに浸透していくことを強く願っております。長澤座長のまとめる力というか、会の進め方が素晴らしくて本当によかったと思います。お礼を申し上げます。

（長澤座長）

ありがとうございました。

竹田委員、お願いします。

（竹田委員）

全 17 回、しかも毎月第３木曜日の夜７時から９時までという時間を、私たち委員のみならず、新潟市の課長はじめ参加される傍聴者の皆さんを含め作り上げてきたという感じがして、感慨無量なものがあります。しかし、残念ながら私たちのことは私たち抜きで決めないでくださいということで、障がい当事者の参加のもとにこの条例がここまできたかというと、決してそうではない状況があって、むしろそのことはこれからの課題なのだろうという気がしています。その意味では、９月の議会を通るか通らないかという大きな課題もあるわけですので、今日以降は、せっかくみんなの英知を結集して作った条例をできるだけ多くの障がいのある方、ない方、一般市民を含めて知っていただくということに全力を投入する中で議会を通していただくということが必要なのではないかと。市民の周知のもとに作られたということを、これから私たち自身がやっていくことが重要ではないかと感じています。

一般の方からの意見の中に、障がい者の特権条例になるのではないかというご批判があったのですけれども、障がい者特権条例というとらえ方をするということは、障がいのある人、ない人という言い方にこの委員会はとてもこだわってきて、障がい者という、私は絶対にならない人ということを想定しないで、常に私は障がいのある立場になりうるのだということを想定して、これは私事の問題なのだと。したがって、私自身が将来障がいを持ったときに、この新潟市で快適に暮らしていくための私のための条例なのだということを、81 万全市民のものとして考えていけるようなものとして、まさに佐藤委員がおっしゃったように、話し合いによる相互理解のための道具としての条例というものになるために働いていかなければならないのではないかと思います。差別が絶対ないというのは逆に、そんなことはあり得ないわけで、とても恐怖な話です。それよりも、私を含めてだれでもが差別者になり得るという感性を持って、常に障がいのある立場になったときはどうなのだろうという振り返りをしていくことが大切だということを、この条例の中で学んできた気がします。そのようなことを学べたことに感謝しながら、特に事務局の方々の苦労は並大抵のものではないということは、メールの発信時間を見ても分かることで、土曜、日曜なのに 22 時とか 23 時まで頑張ってくださっています。そういう方々の表には出ない苦労の中でここまでできてきたということに感謝しながら、これを無にしないために頑張っていこうということを改めて皆さんとともにお誓いし、私の最後のあいさつに代えたいと思います。ありがとうございました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

田中委員、お願いします。

（田中委員）

この検討会は大事な論点をいくつも扱っているわけですが、それぞれについて十分な時間をかけて、とても丁寧に作られた分かりやすい資料で議論ができたということは、内容が確かなものであり、市民に訴える際にとても力になるのではないかと思います。このようなしっかりした検討会の一員として参画できたことについて感謝しております。今、竹田委員からありましたけれども、事務局の障がい福祉課の皆さんはとても苦労されたと思います。先ほど出ましたがガイドラインですが、恐らくガイドライン作成も大変な任務になるのではないかと思っています。どうぞお体にお気をつけいただけるようお願いいたします。１年は大変なので２年でもいいのではないかと思ったのですが、１年ということですので、お体にお気をつけいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

長谷川委員、お願いします。

（長谷川（イ）委員）

私は身体障がい者の代表として来ました。私は経理などが担当だったので、このような大勢の人の中で発言することはあまりなかったのです。途中で、上の方が亡くなり総務部長となって、人の前で話しをしなければいけなくなったのですけれども、このようなところに出させてもらって、少しは皆さんの前で話せるようになりました。これから条例ができて、障がい者が生きていきやすい新潟市になってくれればと思います。事務局の方、ご苦労さまでした。ありがとうございました。もし、差別などがあった場合、だれに相談すればいいのかということをずっと考えていましたけれども、市や基幹相談支援センターに相談すればいいのですね。もし差別などを受けたときにどこに相談したらいいかということを聞かれた場合、どのように答えたらいいかという疑問を持っています。事前勉強が一番切なかったのですけれども、無事に終わることができ本当にありがとうございました。

（長澤座長）

長谷川美香委員、お願いします。

（長谷川（美）委員）

私はいろいろな委員をさせていただいていますけれども、一番重たかったなと思います。欠席も多かったので、送られてくる資料を何度も読んでいたといたのですが、正直、大変だなと。学習時間も長くて、自分の勉強不足がそれでよく分かりましたし、皆様がおっしゃっている内容も反芻できたというのはとてもありがたい時間でした。私自身は、これから障がいのある人たちに対して適切な説明をしていくことが大事だろうと思っています。明るく元気よく説明していくという姿勢が必要なのだろうと思っています。ガイドラインもそういう

意味では親しみもあって、すんなりと膝を叩くような分かりやすい表現になっていくことが望ましいのだろうと感じています。できるだけ多くの方々に、自分たちからメッセージを届けていこうという動きをこれからも続けていくことで、この条例が生かされていけばいいと思います。事務局、座長には大変円滑に進めていただくための資料を作っていただいたり、この場を作っていただいたことに感謝したいと思います。どうもありがとうございました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

和田委員、お願いします。

（和田委員）

実は私は前任の代わりで、昨年春から参加させていただいています、その前に１回、ワーキングのときに公共交通の部分で参加させていただいたのですが、まさか本当に委員になるとは思いませんでした。実は私の父も昔から障がい者でしたし、うちの母も一昨年に障害者手帳をもらう立場になったということで、子どものころから身近に接してきたこともあり分かっているつもりで参加したわけですが、いろいろな資料を拝見する中で、氷山の一角しか分かっていなかったということが分かったということでございます。所属している立場から、わりと事業者側の立場で物を言わせていただくことが多く、何を言っているのだということがあったかもしれませんけれども、私どもはバス会社ですので、条例の名前にあるように、障がいのある方もない方も皆さんが気軽に利用できるバス会社を目指していくことも必要になってくるということがありますので、改善してまいりたいと思います。勉強になりました。ありがとうございました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

石川委員、お願いします。

（石川委員）

ようやく私たちが待ち望んだ新潟市障がい者差別解消条例がまとまり、障がい当事者の私としては非常に喜んでおります。ただ、条例があっても本当に新潟市がどのように変わっていくのか。そこに対する期待があります。皆さんの心のバリアをなくすように、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思います。２年間、皆さん、行政の方々と一緒にこのような場で話し合いができたことは非常に勉強になりました。皆さんに対してもお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

（長澤座長）

ありがとうございました。

最後に、私も一言お礼を申し上げたいと思います。私は学校教育が専門で法整備の専門でも何でもないのですが、皆さんからたくさん助けていただき今日までやってくることができました。本当にありがとうございました。また、事務局の皆さんにも打ち合わせ等でお世話になり、ありがとうございました。本日、欠席されている遁所委員、熊倉委員にも感謝申し上げたいと思います。これを機会にぜひとも、委員の何人かの皆様も口にされていましたけれども、話し合いによる解決、話し合いという理念が中心にあるということをぜひとも強調していただきたいと思います。決して、一刀両断的に物事を決める条例ではないということをしつこいくらいに訴えていただきたいと思います。皆さん、長い間ありがとうございました。

それでは、このあたりで議事２を終了させていただき、マイクを事務局にお返ししたいと思います。

４．閉　会

（司　会）

長澤座長にはスムーズな議事進行を、また委員の皆さんには活発なご発言をいただきまして、ありがとうございました。

閉会にあたりまして、佐藤福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

（福祉部長）

本日も熱心なご議論をいただきまして誠にありがとうございました。最後に委員の皆様方からお一人お一人に改めてご意見をうかがえたということで本当に感謝しております。お話の中に２年間という話が出ておりました。担当の話を聞きますと、本当に丸２年だったということです。２年前の４月 17 日に検討会の設置要綱を決裁し作られたということで、明日で丸２年ということです。木曜日の７時から９時という貴重な時間をいただき議論を深めていただきました。誠にありがとうございました。

この後でございますけれども、今日いただいた意見を踏まえまして、最終とりまとめというものについて検討会から市長のほうに報告という形になります。その後、私どものほうで条例案を修正すべきところは修正させていただいて、パブリックコメントあるいは法制課の審査などがございますが、９月議会に条例案として出したいと考えております。それと前後いたしまして、実は国のほうから話がありまして、最終案の 10 条に条例の推進会議を設置するというものがありますが、その準備会を７月くらいにできないかと考えています。差別解消法を平成 28 年４月に施行するということで、これは差別解消法における地域協議会にあたるという位置づけで、モデル事業という形で新潟市にやってもらえないかという話をい

ただいています。国のほうも差別解消法に向けてのさまざまな作業をやっているところですけれども、それに対応する国の職員対応要領や事業者向けガイドラインといったものを、恐らく９月くらいには出してくるのではないかというスケジュールをうかがっております。私どもはそれを参考にしながら、市独自の職員対応要領や事業者向けガイドラインを施行に合わせてきちんと整備していきたいと考えております。

皆様からご議論いただいた条例をいかに市民の方に理解していただくのか。施行後、障がいに対する理解を深めていただくにはどうしたらいいのか。この辺は我々として精いっぱいのＰＲ、啓発に努めていくということで考えておりますので、引き続き、委員の皆様にはご協力いただく場面が多々あると思います。先ほど、職員が夜中までやっているという話もございました。それについては、人事課からどうなっているのだという話をいただくこともあるのですけれども、その辺はワーク・ライフ・バランスという問題もありますので、体調などに気をつけながら、ただし力を入れて取り組んでいきたいと思います。長い間、本当にありがとうございました。

（司　会）

今、申し上げたように、今後予定しておりますパブリックコメントを行う際、条例が成立した際、そういった節目には皆様に資料をお送りしたいと思いますので、これからもこの条例を見守っていただきたいと思います。

本日をもちまして、（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会を終了させていただきます。

長時間にわたりましてありがとうございました。